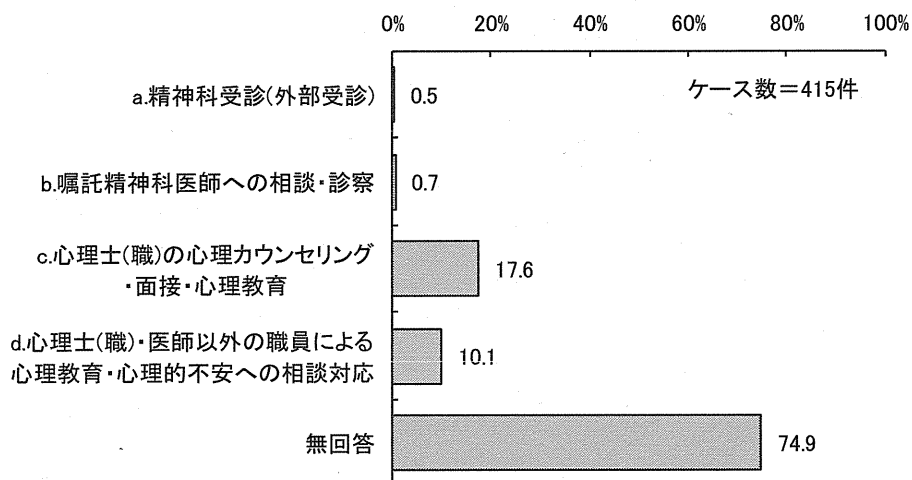


②心理的ケア・対応

図表 44 心理的ケア・対応(複数回答)

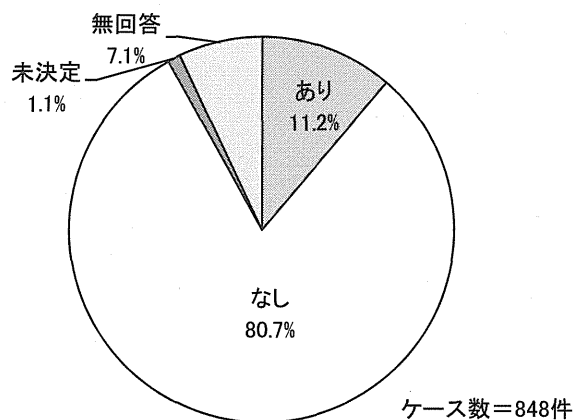


同伴児に対する一時保護中の心理的ケア・対応の実施は、「無回答」が 74.9%である一方で、具体的な対応としては「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」が 17.6%、「心理士・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応」 10.1%などとなっている。

(3)一時保護中の法的対応

①警察への被害届の有無

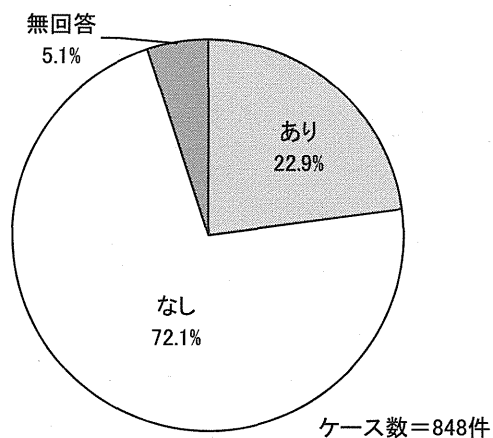
図表 45 警察への被害届の有無(単数回答)



一時保護中の法的対応のうち、警察への被害届については「なし」80.7%、「あり」11.2%、「未決定」1.1%である。

②弁護士への相談の有無

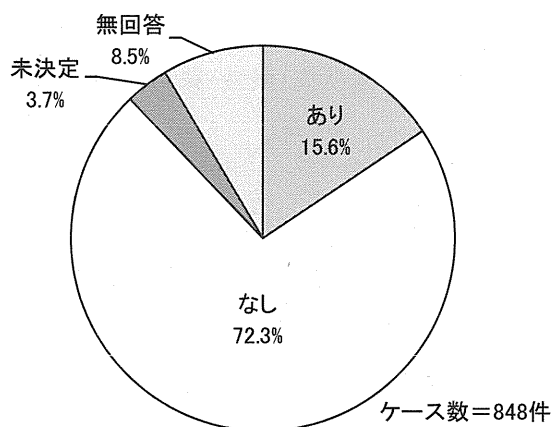
図表 46 弁護士への相談の有無(単数回答)



一時保護中の法的対応のうち、弁護士への相談については「なし」72.1%、「あり」22.9%である。

③離婚の法的手続き開始の有無

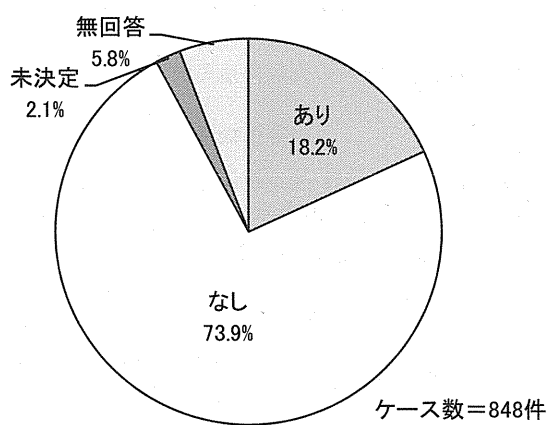
図表 47 離婚の法的手続き開始の有無(単数回答)



一時保護中の法的対応のうち、離婚の法的手続き開始については「なし」72.3%、「あり」15.6%、「未決定」3.7%である。

④保護命令申し立ての有無

図表 48 保護命令申し立ての有無(単数回答)



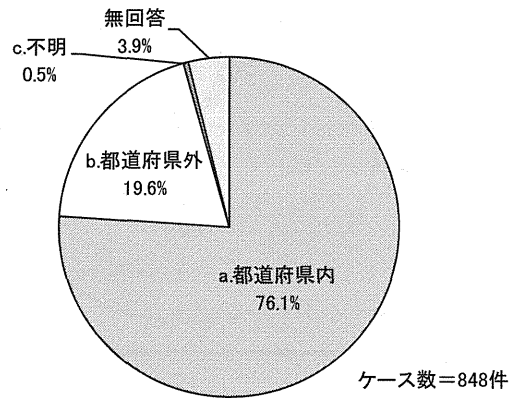
一時保護中の法的対応のうち、保護命令申し立てについては「なし」73.9%、「あり」18.2%、「未決定」2.1%である。

6. 退所及び退所後の状況

(1)退所先

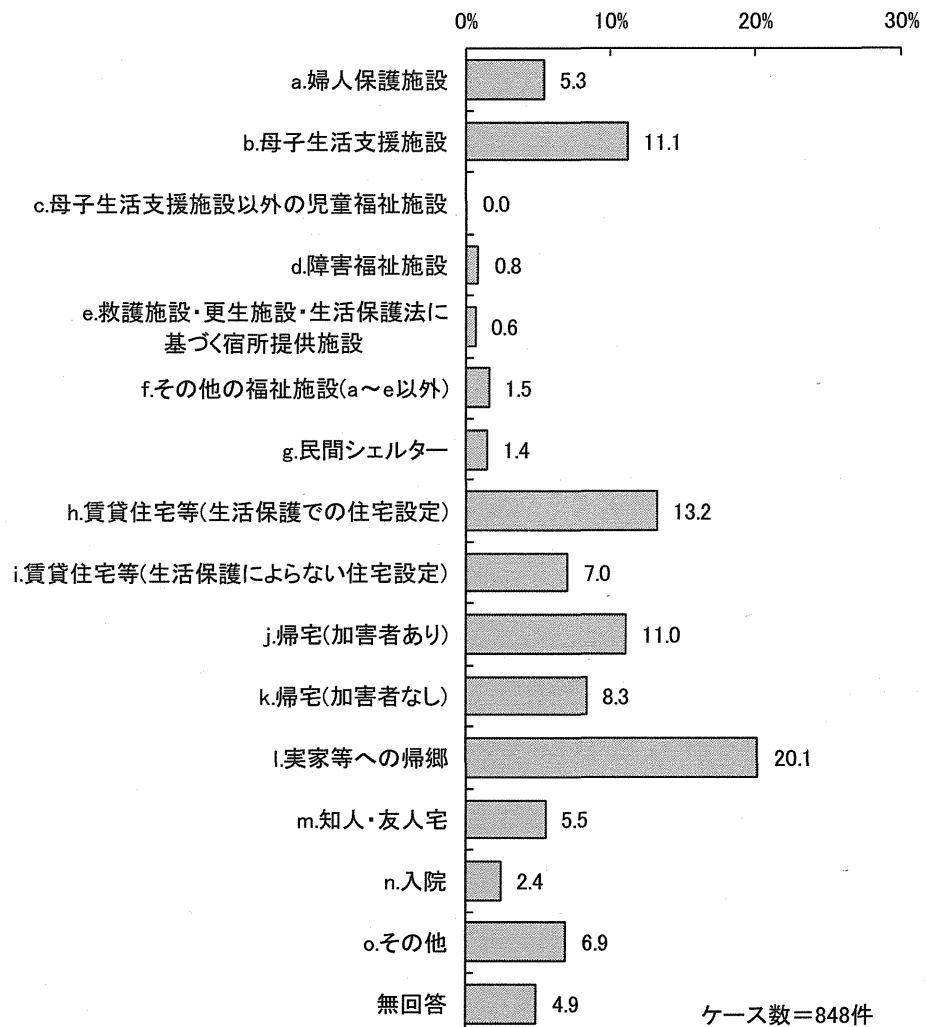
①退所先(県外・県内)

図表 49 退所先(県外・県内)(単数回答)



②退所先の種別

図表 50 退所先の種別(単数回答)

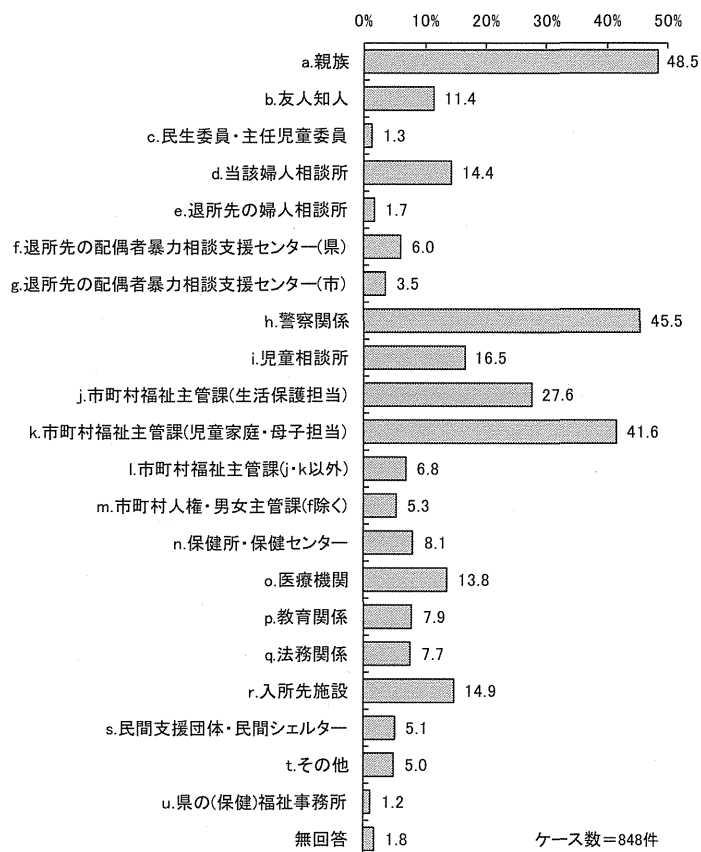


一時保護後の退所先は、「都道府県内」76.1%、「都道府県外」19.6%、「不明」0.5%である。
具体的な退所先は、「実家等への帰郷」20.1%、「賃貸住宅等（生活保護での住宅設定）」13.2%、「母子生活支援施設」11.1%、「帰宅（加害者あり）」11.0%などが1割を超えた退所先となっている。

(2)退所時点での支援者及び退所以降の婦人相談員のかかわり

①退所時点での支援者

図表 51 退所時点での支援者(複数回答)



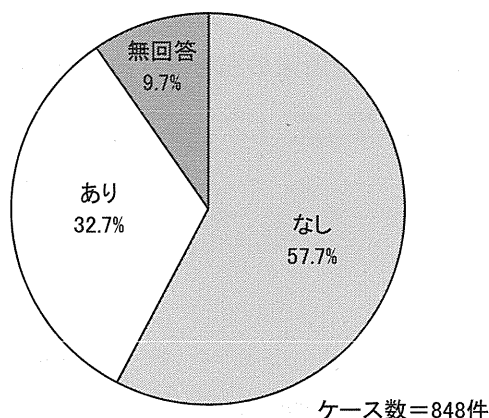
単位：件	ケース数	α 元居住地	β 退所先	元居住地と退所先の 管轄が同じ
c.民生委員・主任児童委員	11	1	10	0
h.警察関係	386	170	161	135
i.児童相談所	140	64	31	58
j.市町村福祉主管課(生活保護担当)	234	89	121	59
k.市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)	353	172	122	116
l.市町村福祉主管課(j・k以外)	58	27	22	16
m.市町村人権・男女主管課(f除く)	45	22	20	9
n.保健所・保健センター	69	23	33	22
o.医療機関	117	31	54	39
p.教育関係	67	20	42	14
t.その他	42	0	0	42
u.県の(保健)福祉事務所	10	0	0	10

※u. 県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

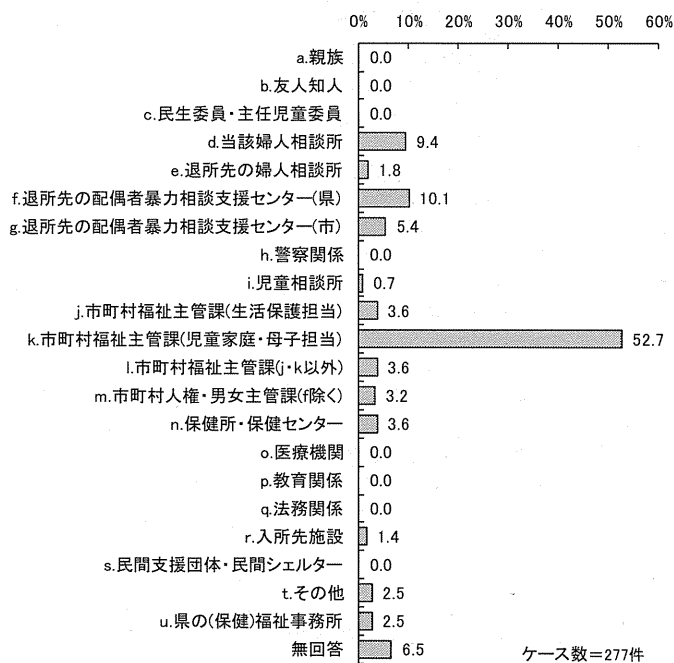
退所時点での支援者は、「親族」48.5%、「警察関係」45.5%、「市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)」41.6%、「市町村福祉主管課(生活保護担当)」27.6%の順に高く、次いで「児童相談所」16.5%、「入所先施設」14.9%、「当該婦人相談所」14.4%、「友人知人」11.4%などが続いている。

②退所以降の婦人相談員のかかわりの有無と婦人相談員の配置先

図表 52 退所以降の婦人相談員のかかわりの有無(単数回答)



図表 53 退所以降の婦人相談員の配置先(複数回答)



単位：件	ケース数	α 元居住地	β 退所先	元居住地と退所先の管轄が同じ
i.児童相談所	2	1	0	1
j.市町村福祉主管課(生活保護担当)	10	2	3	6
k.市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)	146	70	51	43
l.市町村福祉主管課(j・k以外)	10	4	6	2
m.市町村人権・男女主管課(f除く)	9	2	5	2
n.保健所・保健センター	10	1	7	2
t.その他	7	2	0	5
u.県の(保健)福祉事務所	7	3	1	3

※u. 県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

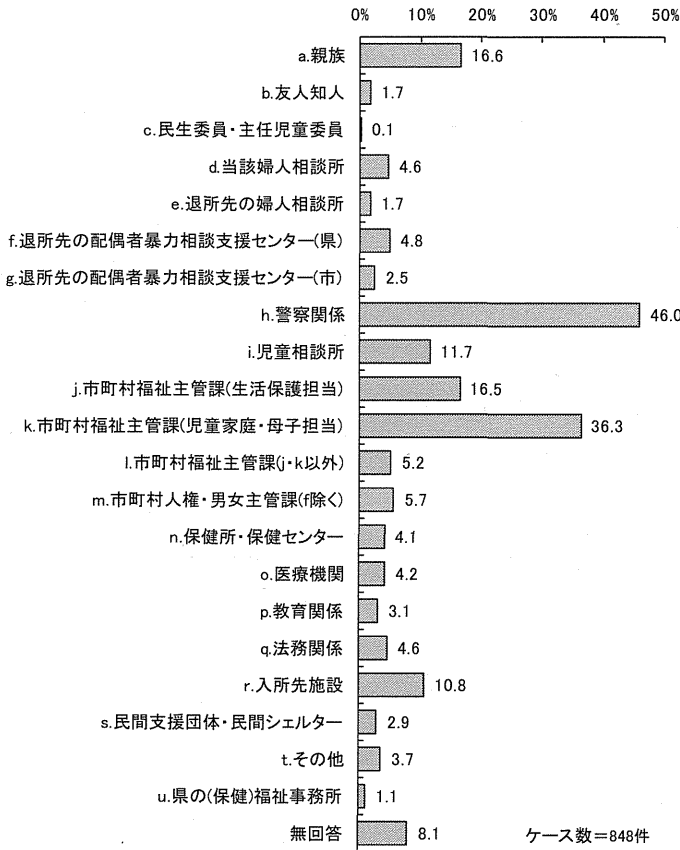
退所以降の婦人相談員のかかわりは、「なし」57.7%、「あり」32.7%である。

関わりがある婦人相談員の配置先は、「市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)」が52.7%で最も高い割合である。

(3)退所後の引き継ぎ機関

①退所後の引き継ぎ機関

図表 54 退所後の引き継ぎ機関(複数回答)



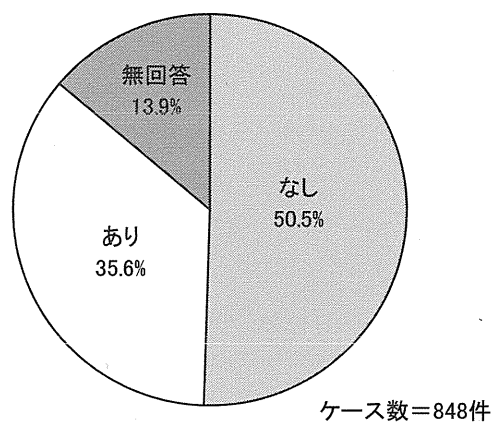
単位：件	ケース数	α 元居住地	β 退所先	元居住地と退所先の管轄が同じ
c.民生委員・主任児童委員	1	0	0	1
h.警察関係	390	198	92	138
i.児童相談所	99	41	18	52
j.市町村福祉主管課(生活保護担当)	140	57	48	44
k.市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)	308	154	80	100
l.市町村福祉主管課(j・k以外)	44	19	16	13
m.市町村人権・男女主管課(f除く)	48	26	12	12
n.保健所・保健センター	35	16	8	13
o.医療機関	36	9	16	13
p.教育関係	26	7	14	6
t.その他	31	0	0	31
u.県の(保健)福祉事務所	9	1	0	8

※u. 県の(保健)福祉事務所は追加した選択肢である

退所後の引き継ぎ機関は、「警察関係」46.0%、「市町村福祉主管課(児童家庭・母子担当)」36.3%、「親族」16.6%、「市町村福祉主管課(生活保護担当)」16.5%、「児童相談所」11.7%、「入所先施設」10.8%などが高くなっている。

②直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談所の配置の有無

図表 55 直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談所の配置の有無(単数回答)



直接の引き継ぎ先・つなぎ先における婦人相談所の配置は、「なし」50.5%、「あり」35.6%である。

第3章 DV被害母子のケア・アフターフォロー及び児童福祉との連携の課題

研究分担者 山本 恒雄（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長）

研究協力者 大木 由則（神奈川県福祉・次世代育成部 子ども家庭課 / 日本子ども家庭総合研究所 研修員）

研究協力者 永野 咲（東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程 / 日本子ども家庭総合研究所 非常勤研究員）

研究協力者 阪東美智子（国立保健医療科学院 生活環境研究部 主任研究官）

研究要旨

DV被害母子への支援に関しては、婦人相談所での一時保護は、初動対応がひとつのポイントとなる。ただし、女性保護、DV被害女性の保護とDV家庭からの離脱支援に焦点化されたDV保護法による婦人相談所での一時保護の支援は、DV家庭に置かれ、今、母に連れ出されて一時保護所にやってきた子どもの被害実態と支援課題については、常に被害女性の陰の存在であり、決して主人公になることは無かった。

最近の調査、今回の研究班の調査によって、DV家庭に置かれた子どものDVの影響、直接の被害状況が徐々に明らかになりつつある。また被害母子が一時保護所を出た後、転入先の新たな生活の場所で過酷な経験をくぐらなければならないことも徐々に明らかになってきた。

本研究ではまず、これらDV家庭離脱後の支援に注目して活動しているいくつかの自治体、NPOの活動に注目し、改めてDV被害母子のDV家庭離脱後の課題について整理を試みたい。そのことを通じて、DV被害母子に対するより効果的な支援の全体像が浮かび上がってくると考える。

今回はまだその概要把握に留まっているが、今後はさらにこの観点を通じて、被害母子、被害に遭った子どもへの支援のあり方を整理したいと考える。

今回の検討成果としては以下の3点を確認した。

1. DV被害母子の同伴児は被害女性に次ぐ第二の被害者であり、被害の当事者としてDV被害女性と並列に扱われる必要がある。
2. DV離脱母子の一時保護以降の支援については課題の把握、必要な体制整備共に今後の課題である。この点で先行する諸外国のDV被害児童への支援課題の情報整理を今後図り、わが国におけるDV被害同伴児への支援体制として検討する必要がある。
3. DV被害母子への一時保護以降の支援課題は、DV保護法下の支援体制自体の課題として多くの課題があり、当面可能な対策としては、離脱転入してきた母子への支援の統合、進行管理責任機関の確定などが当面の必要かつ効果的な課題として考えられる。

A. 研究目的

DV 被害母子が DV 家庭から離脱して最初にたどり着く場所の一つが婦人相談所の一時保護所である。標準的には 2 週間前後の滞在期間が設定されているこの間に、当事者、支援者共にしなければならないことはあまりにも多いように見える。いずれにしてもすべてが完了する前に母子は次の居場所に移動する。そこはそれまでの生活の痕跡を消した後の生活再建の場である。母はまだ完了していない諸手続きの残りの作業をやり遂げ、新しい生活を始めるための様々な手はずを整え、自らの就労自立のための準備も始めなければならない。幼い子どもは保育所や幼稚園に入園させ、より年長の子であれば学校の転校手続きもしなければならない。新しい学校では教科書も行事予定も、授業の進捗程度も前の学校とは違うかもしれない。DV 加害者との離婚や親権の争いが親族を巻き込んで始まるかもしれない。それらのことを DV 加害者の追跡・追求の危険性を感じながら、不安な気持ちの中で進めることになるかもしれない。

多くの母親は自ら DV 被害の後遺症状にも悩まされている。睡眠障害や心身の不調はどんな場合にも、そのひとの対人・社会・生活適応能力を低下させる。そして多くの“しなければならない事柄・手続き”が母を疲弊させていく。

女性保護の体制において、婦人相談所の一時保護所やその他の一時保護の場所にやってきた子どもは、たまたま母が連れてきた「同伴」者である。あわただしい一時保護の期間中、子どもが主人公になることはまれである。何がどうなって、その場所に来ることになったのか、今起こっていることはどういうことなのか、多くの子どもが、十分に事情を理解できてはいない。

婦人相談所の一時保護所は、子どもの恒常的な入所・滞在を想定していない造り・建物構造、環境となっているところがほとんどである。閉塞的な空間で、母子は毎日 24 時間、密着して過ごすことになる。多くの子どもがそれまでは、保育所か幼稚園、小中学校に通っていた生活から、突然、どこに出かけることも無く、ずっと狭い閉塞空間で母子一緒に、いわば息をひそめて過ごすことになる。

子どもは、ある日突然、別れも、挨拶も告げることなく、それまでの地域での生活、ともだち、先生、所属していた集団生活から引き離される。その後まもなく、さらに、子どもは不安な気持ちで新しい場所での生活を始めることになる。移り住む町がどんなところであっても、転入する学校がどんな学校であっても、多くの子どもはそこが気にいってワクワクしながらやって来たのではない。そして「どこから来たの?」「友達はどうしたの?」「何て小学校だった?」「前の学校の体育館でどんなだった?」等と尋ねられても、誇らしげに、懐かしそうに、その話をするには出来ないだろう。子どもが新しい環境で示す登園・登校渋りは、概ねこうしストレスフルな生活変化の文脈上で起こる。

母子双方の疲弊が重なるのは、多くの場合、離脱から 3~6 か月目、一時保護所を出て地域での生活が始まったまもなくの段階になることが多い。

DV 保護法は DV 離脱後の女性の自立支援を支援するように求めている。しかしそのための支援ニーズの把握と体制整備は、まだまだこれからの課題である。

本研究では、子どもを連れて DV 家庭から離脱した母子が、婦人相談所に一時保護されたところから、新たな生活の場へ転入してしばらくまでの期間の支援ニーズとそのための

支援体制の課題に焦点を当てた検討を行う。

B. 研究方法

平成 23 年度、DV 被害母子の緊急保護の過程についての婦人相談所と児童福祉機関の連携についての調査において、いくつかの婦人相談所で DV 離脱後の母子への支援についての取り組みについての情報を得た。今年度は特にそうした情報のあったところについて再調査を含め訪問調査を行い、具体的な実態と課題の情報収集とその整理を試みた。

併せて、全国調査の中から、同伴児、児童福祉機関との連携課題に該当すると思われる情報の抽出・整理を始めた。それは子ども虐待問題と重なる形での“親密な人間関係を構成する生活単位”である家庭内での“親密な人間関係における暴力の発生“の再生産・連鎖、要保護・要支援家庭の再生産・連鎖を断つこと、あらゆる形でのファミリー・バイオレンス：家庭内暴力の防止についての重要課題に結び付くと考えられる。

(倫理面への配慮)

ヒアリングにあたっては、具体的な事例情報によらず、標準的・一般的な抽出事項としてまとめ直され、一般化された共通事項の聴き取りに焦点を置き、個別・具体的な相談事例など、個人が特定される情報のままでの聴き取り情報は調査データとしないように留意した。もちろん個々の事項説明にあたって情報内容を明確にするために、具体例的なエピソードを通じた説明を聴取することはあるが、それらはヒアリング途上の理解を確実なものとするための補助的な情報とし、正式なヒアリング記録からは削除することとした。また報告書においては特別な要請のない限り、個々のヒアリング先が特定されるような形での報告は行わず、全体としての総括情報としてのみ扱うこととし、聴取記録メモは研究班内部資料として報告書作成までの間のみ保管されることとした。

また調査情報の性質上、何らかの説明を行う上で、あらかじめ個々の情報当事者の承諾を確認してから調査を行うことは困難であり、上記の要件を示したうえで、各相談機関から回答可能な範囲での聴取とし、またそのメモは再度、聴取先各機関に提示・照会し、その承諾をもって当該機関の守秘義務及び個人情報保護規定を満たした情報提供として扱うこととした。また個々の聴取情報は、報告書作成の間、内部文書として保管されるが、報告書作成後は廃棄される。

C. 研究結果

1. ヒアリング調査から

結果として、現地調査は 4 自治体、6 カ所での活動状況を調査、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査は概ね各半日、3～5 時間程度で行った。ヒアリングは、婦人相談所の場合には所長かそれに代わる管理職、係長・課長、常勤職員、嘱託相談員、一時保護所の課長などとの合同面接の形で実施、民間団体の場合にはその活動場所か、婦人相談所で代表者、主たる活動メンバーとの合同面接という形で実施した。いずれも当事者は参加せず、またプライバシー保護のために、具体的な事実情報については報

告しないという条件での取材とした。

DV 離脱後の母子支援については 4 つの状況を取材することとなった。①大規模な民間委託による総合的な離脱母子の支援体制について、②小規模で応用性の高い民間支援例について、③婦人相談所の公的サービスの延長としての離脱後の母子支援の検討例、④ごく一般的な婦人相談所と児童福祉機関との連携関係における DV 離脱母子支援について、の 4 種である。

ヒアリング調査からの情報は以下のようにまとめられる。

1) 大規模な民間委託による総合的な離脱母子の支援体制（長崎方式）について

長崎県では図 1 にあるような DV 被害女性を含む支援を必要とする女性への支援体制が組み立てられている（平成 24 年度）。婦人相談所を経由する支援女性の相談事例件数は毎年増加しており、平成 23 年度は 2725 件、うち DV 相談は 1923 件（70.6%）、一時保護人数は 84 人（うち DV 被害は 57 人）、同伴児童は 55 人（うち DV 被害は 50 人）である。

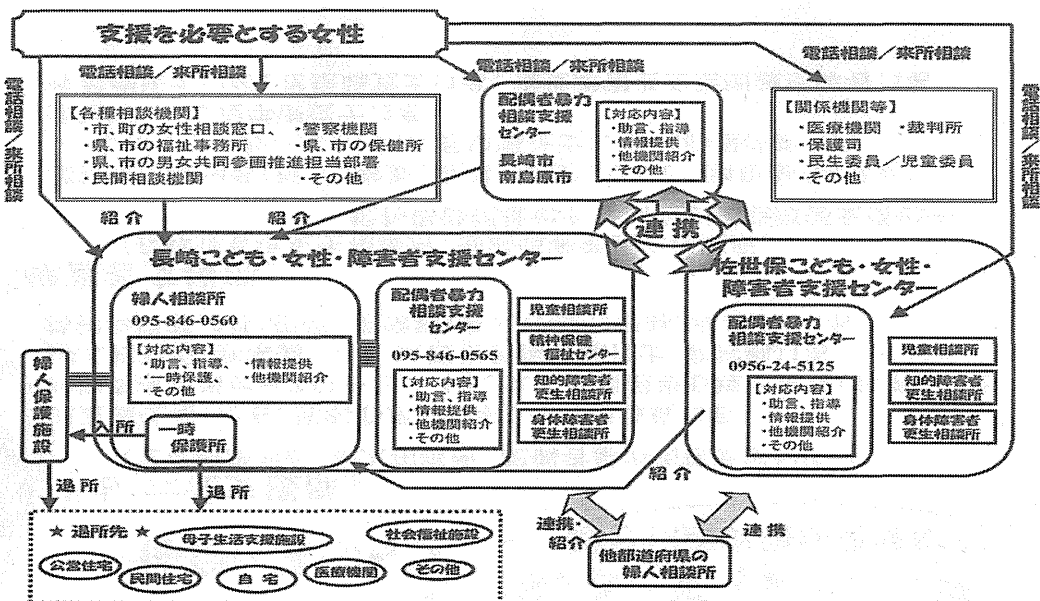


図 1. 長崎県における支援を必要とする女性への支援体制の全体概要図

DV 被害者支援は連続的に、①相談・保護の体制強化から時系列に、②ステップハウス運営事業、③DV 被害者自立支援事業、④婦人保護施設等退所者等就労支援事業、の 4 領域課題に大別される（図 2）。そのうち②～④が民間委託事業となっている点に特徴がある。

このうち、特に DV 離脱後の母子支援の中核領域は、③DV 被害者自立事業である。この事業は別名「母と子の元気回復プログラム」として民間 NPO の委託事業として平成 22 年度から展開している。ちなみに本事業は「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し多事業であり、④の退所者等の就労自立支援事業は「安心子ども基金」を活用した事業であり、ともに交付基金を活用した事業である。

DV 被害者自立事業は内容として 5 分野の活動から構成される。3 つの活動が委託事業、2 つの活動は補助事業である。



図 2. DV 対策における長崎モデルの概要

◆同行支援：婦人相談所退所後の関係機関等への同行支援。

多くは裁判所、市役所等での手続き等の同行支援と通院継続のための支援である。単なる同行補助だけでなく、アドボケーターとしての意義があるが、逆に手続き窓口等ではなぜ、同行者が付いて来るのかと警戒されるような場面も無いではなかった。また民間団体の支援としてサポーターの匿名性、安全確保にも課題はある。支援対象者に男性が関係していて、その人物と支援対象者との間に DV 関係の再現等のトラブルが発生するなど、難しい事態も想定した支援が必要となっている。

◆家事/育児に関する支援・訓練

主として家庭訪問等による家事/育児支援、助言、訓練である。保育士や保健師、看護師、ヘルパー経験者などが担当している。日常的な生活上の様々な相談についても電話、メール、家庭訪問、面談等様々なチャンネルを使って行っている。

地域での生活が孤立しがちであり、孤立感、周囲への不信感、疲弊による生活適応力の低下のサポート等が課題である。託児サービスなど、日常生活のちょっとした課題対応のため、維持のために託児が必要であっても地域の社会資源での支援が得にくいなどの状況があり、就労支援や自立支援の一環として託児支援を行っている。

基本的には地域の他の社会資源や制度利用とつなぐまでの支援が必要である。

リサイクル品（電化製品や赤ちゃん用品等）の提供や必要な生活用品探しと提供もやっている。

◆心身の回復講座 心と身体の癒しプログラム

アロマセラピーやヨガ、護身術など、心身のケア、リラックス、安全・安心感の強化などのきっかけになることを、サロンの場、グループ活動の場として紹介、提供している。

孤立しがちな状態にある、人間関係に警戒的、心身の疲弊による不調を示す人が多い中で、安心して他人とのコミュニケーションを楽しむ、支援者とつながるなどの場面ともなる。

◆被害者及び児童の心理回復プログラムの実施

- ・定期的なグループ活動としてのサロン活動：ランチ作りや遠足、手芸、おしゃべり等の会を開催。
- ・子どもに対してはグループ活動への母子の参加、保育支援の機会での接点が多い。必要あれば面接等による随時のサポートも提供。

◆被害者の自助グループの活動支援

- ・定期的なサバイバーの集いを支援。互いの思いを語り合うミーティング。

【支援上の課題】

- ・地域生活での孤立感、周囲への不信感、様々な地域の社会資源・制度活用の困難への訪問による支援や保育の支援が必要。
- ・諸手続きや通院等のサポートが必要。
- ・日頃の生活の見守り、周囲との人間関係の持ち方、生活習慣の建て直し。
- ・支援者側に粘り強いかかわりが必要となる事案があり、バーンアウトしないように支援者同氏が支え合って活動していくことが重要となっている。

2) 小規模で応用性の高い民間支援例について

NPO 団体として大都市近郊の住宅地で、最初は無料・低額宿泊施設の提供事業として活動開始した。公的な宿泊施設になじめない人や、緊急の保護シェルターとしての活動の経過から、徐々に女性、DV 被害母子の利用が大半となってきた。

まず、居住場所を提供し（低額宿泊施設含む）自立生活が実現するまでのステップホームの運営、自立していった人への継続的な訪問支援活動、そうした人たちが自由に集い、語り合える場としての居場所の提供などが現在の活動内容となっている。

他方、保証人を引き受ける活動、就労技能習得プログラムなど、当初設定された活動は、保障会社の利用、ハローワークの支援プログラムの充実等で休止している。

◆ステップホームの運営

生活自立できるまでの間のサポートの場としてのステップホームの運営を行って

いる。自立生活が可能かどうかの見極め、自立のための条件が整うまでの支援が中心。本人の自発的・自律的な対応を尊重しながら支援している。相談対応は相談室への来室相談と各室への訪問活動によって行っている。

◆自立していった利用者への訪問支援活動とそうした人の集いの場の提供

孤立的な生活状況の緩和、次々と発生する生活課題についてのタイミングの良い相談・具体的な支援と社会資源やサービス窓口につなぐこと等が重要である。行政機関の窓口は敷居が高い人が多い。具体的な要件がはっきり整理されていないと相談しにくいなどのことが多く、まず、本人に寄り添って事情を聴き、問題の解決方策をサポートすることが必要。様々なニーズの変化、社会的な条件の流動的な変化に対して柔軟にニーズに合わせて対応できるのは民間の支援活動の強みではないか。

3) 婦人相談所の公的サービスの延長としての離脱後の母子支援の検討例

公的機関としての婦人相談所は、女性保護の法令、売春防止法第34条に基づく設置機関であり、その後、DV保護法に基づく被害女性の相談・保護、厚労省通知による人身取引被害者の保護などの業務が追加されている相談機関である。

いずれも法令・通知による基準化された業務課題はあるのだが、その対応体制、整備基準はあいまいであり、各地の対応体制の整備状況はまちまちである。

結果的に各地で自治体単独事業として何を追加的に実施するか、様々な試みがそれぞれ個別的に展開している。

相談規模が全体で年間1500件前後、年間保護件数が40件前後（6割はDV問題）規模の婦人相談所で、自治体単独事業として例えば以下のようなDV被害者支援のためのメニューを展開しているところがある。

【国庫負担無しの自治体単独事業のメニュー】

◆ステップハウス運営事業

単身の配偶者からの暴力被害など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活支援、心的ケアの体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行う。生活指導の場として自治体がアパートを借り上げ、1年以内の期間、スタッフが支援する。

◆暴力被害者一時保護事業

配偶者以外の家族からの身体的・精神的、性的暴力などの被害者について、婦人保護所以外の施設や民間団体に一時保護委託する。

◆女性に対する暴力被害者支援事業：被害者を支援するシェルター等への助成

- ①一時保護移送事業 被害者が一時保護の場所まで移動する移送費助成
- ②一時保護事業 一時保護に借り上げた賃借料等の助成

- ③医療費支援事業 一時保護直前の受診費用、入院費用の個室料の助成
- ④同行支援事業 入所支援に係る交通費等の助成
- ⑤自立支援事業 自立支援に必要な賃借料等の助成
- ⑥通訳雇上事業 外国人被害者の相談、保護、自立支援の際の通訳雇用費用助成
- ⑦託児支援事業 乳幼児を同伴する DV 被害女性が裁判所や行政機関での手続き、就職活動等に外出する際に乳幼児を預かる際の費用助成
- ⑧学習ボランティア活用事業 一時保護中の同伴児の学習についての学習ボランティアによる学習支援を行う際の費用助成
- ⑨保護命令手続事業 一時保護中の女性が裁判所に保護命令の申し立てを行う費用助成

公的機関が民間機関と連携し、委託事業化している場合の例は 1) で挙げた。3) は基本的にはそれに近いのだが、規模的にも委託までにはならず、補助、助成の範囲で様々な事業を立ち上げている例である。この婦人相談所では、一時保護から退所する際の退所先への同行支援、退所先機関への直接の面談による引継ぎを行っている他、離脱母子へのコンカレントプログラムを一部実施し、継続的な離脱後の母子への支援が必要であることを認め、その対策を検討している。

婦人相談所が提供する DV 離脱母子支援

- 母への継続的なカウンセリング通所
- 母へのグループカウンセリングの実施
- 子どもの通所指導によるケア

母子関係がうまく行っていない、虐待の恐れが感じられる事案への対応

原則は母の同意によるが、虐待の恐れ等がある場合には保護者同意なくとも、転入先に情報提供、児相間のやり取りが望ましい場合には児相から転居先児相に連絡

4) 一般的な婦人相談所と児童福祉機関との連携関係における DV 離脱母子支援

大都市圏の婦人相談所で年間相談件数が 8000 件を超えており、一時保護件数も 600 件前後に達している（うち DV 相談は 8 割程度、その同伴児童数は 500 人強）場所では、当然対応体制も小規模所とは異なっている。この婦人相談所では児童相談所との組織統合は無く、関係機関としての連携としても件数は限られており、婦人相談所独自に初動の対応体制の整備をまず検討している段階にある。

一時保護段階での情報把握によると DV 被害について同伴児がそれを目撃している比率、同伴児が直接的な虐待被害にあたる経験をしている比率は共に 90%を超えており、初動段階から母、子への個別の支援開始が検討され始めている。

対応においてはまず、心理教育的な状況認識の共有化が重視されている。一時保護中にはおそらく具体的な支援開始のタイミングはばらついており、母の養育課題の整理や支援ニーズの確認、子どもについても初期の緊張状態での観察であるので、基本的な課題性の軽重はある程度見ることができても、より具体的な課題は一時保護所退所後の課題として

表面化することが予想されている。従って一時保護の段階では、まずは支援ニーズの一次的な把握と本人らに支援を受けることへの共通した認識を与えること、現在起こっていることについての最低限の情報共有が重視されつつある。

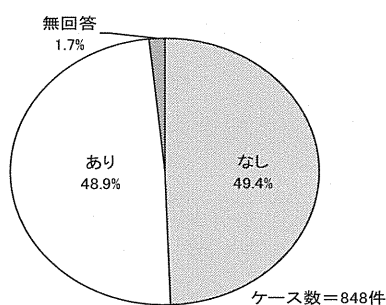
こうした対応は平成 23 年度の婦人相談所の調査でも数か所からの報告で示された対応であり、いずれも一時保護の時点で母担当、子担当という役割分担による同時並行的に母子に職員が関わることを想定した体制整備を想定している。

2. 全国調査データから

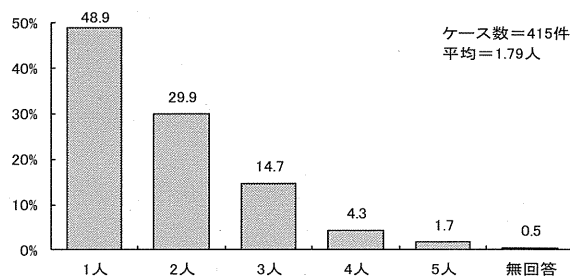
回答があった全 848 例中、同伴児ありは 415 件 (48.9%) (男児 377 女児 372 人 合計 749 人) である。

(1) 同伴児の有無と同判児がいる場合の内訳

図表 1 同伴児の有無(単数回答)



図表 2 同伴児の合計人数(単数回答)



同伴児については、「なし」49.4%、「あり」48.9%である。
415 件の同伴児がいるケースの同伴児人数は、「1人」が 48.9%を占める。ケースあたりの平均は 1.79 人であり、最も多い同判児のケースは「5人」の 1.7%である。

図表 3 男児の人数及び内訳(単数回答)

		同伴児の人数					
		1人	2人	3人	4人	5人	平均
男児の合計		196件	58件	20件	-	1件	1.37人
男児の場合の内訳	幼児	150件	36件	5件	-	-	1.24人
	小学生	81件	9件	2件	-	-	1.14人
	中学生	20件	2件	-	-	-	1.09人
	高校生	5件	-	-	-	-	1.00人
	年齢 18 歳以上	1件	-	-	-	-	1.00人

図表 4 女児の人数及び内訳(単数回答)

		同伴児の人数					
		1人	2人	3人	4人	5人	平均
女児の合計		192件	57件	18件	3件	-	1.38人
女児の場合の内訳	幼児	163件	17件	2件	-	-	1.12人
	小学生	66件	22件	-	-	-	1.25人
	中学生	31件	2件	-	-	-	1.06人
	高校生	17件	1件	-	-	-	1.06人
	年齢 18 歳以上	3件	1件	-	-	-	1.25人

図 3. 全国調査資料より DV 被害者の一時保護事例における同伴児の状況

複数回答で尋ねた同伴児の保護前の被害状況（n=415 件）は以下の通りである。

(1)同伴児の保護前の被害状況～退所時の対応

図表 1 同伴児の保護前の被害状況～退所時の対応（複数回答）

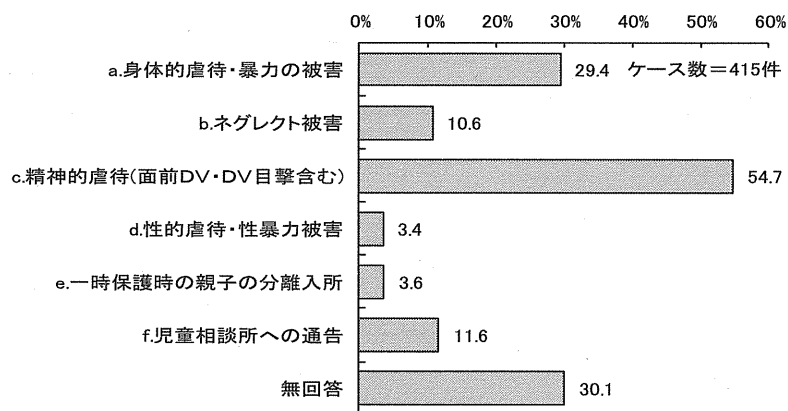


図 4. 全国調査資料より DV 被害一時保護母子の同伴児に関する被害状況

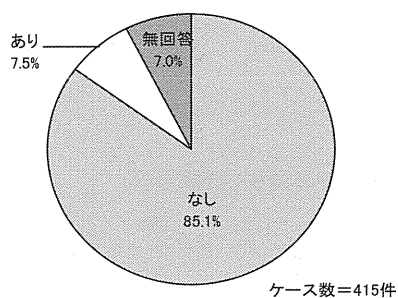
これをみると、いわゆる虐待定義で挙げられる面前暴力による心理的被害以外に延べ事案数として身体的虐待 122 件、ネグレクト 44 件、性的虐待 14 件 計延べ 180 件もの被害があることがうかがわれる。これは事案数で児童数はもっと多いのでその実人数はかなりあると見なければならぬ。児童相談所への通告は 11.6% 47～48 件で認知されている被害よりは少ない。

一時保護中の同伴児への関与のひとつが心理サービスの提供である。心理判定や知能検査の実施状況は以下の通りでごく一部にとどまっている。心理サービスの提供は母への関与でも 17.2%であるので、母と子で比率は 2.3 : 1 程度の比率で、全体件数としてはごく一部にとどまっていることが分かる。

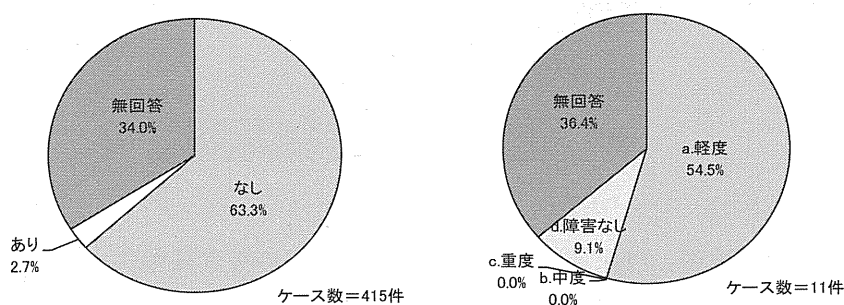
心理サービス利用の第一の目的は、ケアとしてのカウンセリングであるようだが、検査に関しては、知能検査による知的障害の有無の確認であるように見える。

心理判定実施の有無及び知能検査の実施の有無・結果

図表 1 心理判定実施の有無(単数回答)



図表 2 知能検査の実施の有無・結果(単数回答)

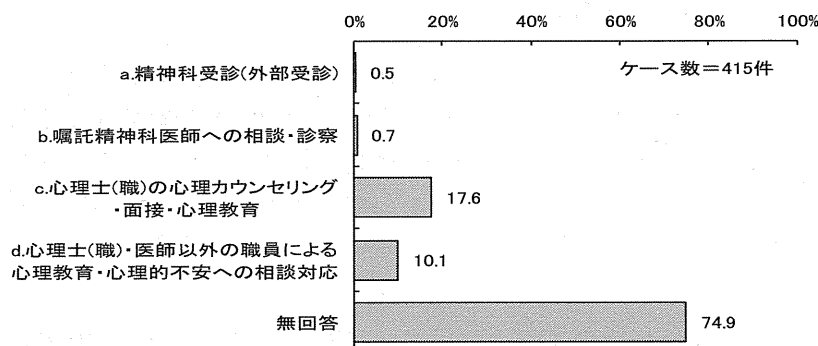


同伴児に対する一時保護中の心理判定実施は、「なし」85.5%、「あり」7.5%である。知能検査についても「なし」が63.3%を占める。知能検査を行った場合の結果は、「軽度」54.5%、「障害なし」9.1%などとなっている。

図5. 全国資料より DV 被害一時保護母子の同伴児への心理検査実施状況

心理的ケア・対応

図表 1 心理的ケア・対応(複数回答)



同伴児に対する一時保護中の心理的ケア・対応の実施は、「無回答」が74.9%である一方で、具体的な対応としては「心理士の心理カウンセリング・面接・心理教育」が17.6%、「心理士・医師以外の職員による心理教育・心理的不安への相談対応」10.1%などとなっている。

図6. 全国調査より DV 被害一時保護母子の同伴児への心理サービスの実施状況